

令和7年度「インボイス制度に係る取引実態調査」 ～ご協力のお願～

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られ、この「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります（インボイス制度の詳細については、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご参照ください）。

インボイス制度導入前後で仕入税額控除の取扱が変更されたことを踏まえ、事業者間取引において消費税の価格転嫁が適切に行われたのか、特に、一般に取引上優越した地位にある事業者（買い手）が一方的な取引価格の設定等によって、取引先に対して不当に不利益を与えることがないか、実態把握が必要となっております。

このため、経済産業省 中小企業庁では、インボイス制度導入以前に免税事業者であった者に対して、発注側企業との取引における消費税の取扱や、その転嫁の状況などに関する取引実態を把握すべくアンケート調査を実施しております。

今回の調査では、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。本調査の結果は、経済産業省 中小企業庁などの官公庁のみで、適切に利用させていただきます。また、回答結果については、取扱いに注意させていただくとともに、特定の取引状況を把握するために利用し、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはございません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【記入上のお願い】

1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
2. 回答は本調査票にご記入の上、**令和7年8月1日（金）まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。
3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。

＜本調査に関するお問い合わせ先＞

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「インボイス制度に係る取引実態調査」調査事務局
担当：小田宮、五十嵐

所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

電話：03-6910-3170 FAX：03-5221-0710

メール：invoice@tsr-net.co.jp

受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

問 1. 消費税の課税状況について当てはまるものをお答えください。【○は1つ】

1. インボイス制度開始（2023年10月1日）前から課税事業者
2. インボイス制度開始を機に課税事業者になった
3. 免税事業者

問 2. インボイス登録の状況について当てはまるものをお答えください。【○は1つ】

1. インボイス登録をした
2. インボイス登録をしていない

問 3. インボイス制度開始を契機として、発注事業者から、今後の取引継続の条件としてインボイス登録を求められたことはありますか。【○は1つ】

1. はい
2. いいえ

問 4. 今後、インボイス登録を行う予定はありますか。【○は1つ】

1. 既にインボイス登録をしている
2. 登録する方向で検討している
3. 登録する予定はない

～以下の問は、最も取引額の大きい発注側事業者との取引についてご回答ください。～

問 5. インボイス制度開始前、発注側事業者との取引価格の中で、消費税額はどのような取り扱いでしたか。【○は1つ】

1. 消費税額を含む価格で取引していた
2. 消費税額に相当する金額は受領していなかった
3. 消費税について明示の合意はなかった

問 6. インボイス制度開始後の発注側事業者との取引価格についてお答えください。【○は1つ】

1. 取引価格は増額となった
2. 取引価格は変わっていない
3. 取引価格は減額、または取引停止となった
4. その他

問 7. インボイス制度開始を契機として、発注側事業者との価格交渉がありましたか。

【○は1つ】

1. 自ら価格交渉を持ち掛け、価格交渉の場が設けられた
2. 発注側事業者から価格交渉が持ち掛けられ、価格交渉の場が設けられた
3. 価格交渉の場が設けられなかった
4. 価格交渉は必要なかった

問8. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。

【〇は1つ】

農業、林業		卸売業、小売業	
1	農業	50	各種商品卸売業
2	林業	51	繊維・衣服等卸売業
漁業		52	飲食料品卸売業
3	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
4	水産養殖業	54	機械器具卸売業
鉱業、採石業、砂利採取業		55	その他の卸売業
5	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
建設業		57	織物・衣服・身の回り品小売業
6	総合工事業	58	飲食料品小売業
7	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
8	設備工事業	60	その他の小売業
製造業		61	無店舗小売業
9	食品製造業	金融業、保険業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	不動産業、物品賃貸業	
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	学術研究、専門・技術サービス業	
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	宿泊業、飲食サービス業	
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業	
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
電気・ガス・熱供給・水道業		教育、学習支援業	
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	医療、福祉	
36	水道業	83	医療業
情報通信業		84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	複合サービス事業	
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	サービス業（他に分類されないもの）	
運輸業、郵便業		88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		公務（他に分類されるものを除く）	
		97	国家公務
		98	地方公務
		分類不能の産業	
		99	分類不能の産業

～以上で質問は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。～